

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

規 則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十八号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「五千元」を「六千元」に、「二千五百円」を「三千元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 昭和四十九年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

目 次

◆規 則
保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆告 示
生活保護法による診療所の廃止

保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可（八件）

漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定

◆公 告
鳥取県行政書士試験の合格者

毒物劇物取扱者試験の実施

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改め、同表の五の項中「毎年十二月二十日」を「六箇月以内」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第四条関係）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給につき知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第九百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
井田歯科診療所	境港市佐斐神町一一四四	昭和四十九年九月二十一日

鳥取県告示第九百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
国 元 憲 文	鳥 医 第 一、九 一 二 号	昭 和 四 十 九 年 十 月 十 四 日
植 田 薫	鳥 医 第 一、九 一 三 号	"
梶 川 新 吾	鳥 薬 第 二 九 二 号	十 月 十 二 日

鳥取県告示第九百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四番地	昭和四十九年十月一日
ハヤシ歯科医院	片原二丁目一一八	九月二十日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	十月一日

鳥取県告示第九百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四番地	全国	昭和四十九年十月一日
ハヤシ歯科医院	片原二丁目一一八番地	"	九月二十日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八番地	"	十月一日
五臓円薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七番地	京、山、岡、島、福、神、奈、兵庫、東、都、京、庫	十月四日

鳥取県告示第九百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

判師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、九〇三号	永 田 均	昭和四十九年九月十七日
〃 第一、九〇四号	浅 野 孝 治	〃 〃 〃 〃
〃 第一、九〇五号	生 駒 義 人	〃 〃 〃 〃
〃 第一、九〇六号	木 下 謙	〃 〃 〃 〃
〃 第一、九〇七号	當 山 貞 雄	〃 〃 〃 〃 九月二十八日
〃 第一、九〇八号	尾 崎 行 男	〃 〃 〃 〃 九月三十日
〃 第一、九〇九号	喜 安 佳 人	〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第九百三十七号

北条町から申請のあつた町営土地改良（船渡地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十八号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良（赤碕地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十九号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（穂波地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十号

北条町から申請のあつた町営土地改良（江北西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良(鳥沢地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良(江北地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十三号

中山町から申請のあつた町営土地改良(退休寺地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十四号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(天王地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第八十条第一項及び第八十一条の二第三項の規定に基づき、漁獲共済に係る区域及び区分を次のとおり定めたので、漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十三号)第九条第八項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

昭和四十年一月鳥取県告示第二十九号、昭和四十年十二月鳥取県告示第六百七十二号、昭和四十二年六月鳥取県告示第四百二号、昭和四十五年二月鳥取県告示第九十四号及び昭和四十五年八月鳥取県告示第五百五十八号(加入区の設定について)は、廃止する。

昭和四十九年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	区	域	区	分
東加入区		東漁業協同組合の区域		法第百四条第二号に掲げる漁業
浦富		浦富		
田後		田後		
網代		網代港		
福部		福部村		
賀露		賀露		
酒津		酒津		
浜村		浜村		
夏泊		夏泊		
青谷		青谷町		
泊		泊村		
赤碕		赤碕町		
中山		中山		
御米屋		御米屋		

二 法第百四条第三号に掲げる漁業

加入区の名称	区	域	区	分
東加入区		東漁業協同組合の区域及び浦富漁業協同組合の区域		沖合底びき網漁業(底びき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。以下同じ。)又は中型いかつり漁業(つりによつて行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。以下同じ。)及びこれらを合して行う漁業
田後		田後漁業協同組合の区域		1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業 3 とびうおまき網漁業(動力漁船に よりまき網を使用してとびうおを

淀江	淀江	"
米子	米子市	"
弓浜	弓浜	"
上道	上道	"
弓北	弓北	"

夏泊 〃	浜村 〃	酒津 〃	賀露 〃	網代 〃	
夏泊 〃	浜村 〃	酒津 〃	賀露 〃	網代港 〃	
2 1 とびうおまき網漁業 しいらつけ漁業	2 1 とびうおまき網漁業 しいらつけ漁業	2 1 とびうおまき網漁業 しいらつけ漁業	2 1 沖合底びき網漁業と中型いかつり 漁業を合した漁業 中型いかつり漁業	3 沖合底びき網漁業と中型いかつり 漁業を合した漁業 2 しいらつけ漁業(鳥取県海面漁業 調整規則(昭和四十年九月鳥取県規 則第四十六号)第八條第九号のしい らつけ漁業をいう。以下同じ。)又 はとびうおまき網漁業	4 沖合底びき網漁業と中型いかつり 漁業を合した漁業 採ることを目的とする漁業をいう。 (以下同じ。)

	弓北 〃	御来屋 〃	中山 〃	赤碕 〃	泊 〃
	弓北 〃	御来屋 〃	中山 〃	赤碕 〃	泊村 〃
3 2 小型まき網漁業(まき網を使用し て行う漁業であつて使用する漁船の 合計総トン数が百トン以上であるも のをいう。)	1 大型まき網漁業(まき網を使用し て行う漁業であつて使用する漁船の 合計総トン数が百トン以上であるも のをいう。)	漁業 しいらつけ漁業又はとびうおまき網 漁業	とびうおまき網漁業	4 3 とびうおまき網漁業 しいらつけ漁業	2 1 しいらつけ漁業 とびうおまき網漁業
				1 大型沖合底びき網漁業(底びき網 を使用して行う漁業であつて使用す る漁船の合計総トン数が百トン以上 であるものをいう。)	
				2 中型まき網漁業(まき網を使用し て行う漁業であつて使用する漁船の 合計総トン数が二十トン以上百トン 未満であるものをいう。以下同じ。)	

公衆衛生部
鳥取県庁第一庁舎
〒690-1
鳥取市東町一丁目220番地

公 告

昭和49年10月11日に実施した昭和49年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和49年10月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米田 稔	谷口 孝明	田中 万文	岡村 浩史	坂本 治
川上 辰雄	水石 三郎	大谷 輝之	小林 和人	松本 伸介
山本 敏明	長谷川時夫	森田 英雄	村口 広美	吉田 国雄
本池 卓義	生田 寛治	有田 敬	福田 晃	白岩 敏秀
山名 真至	山田富美男			

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和49年10月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日及び場所

昭和49年12月6日（金曜日）午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他の取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚

(4) 精神病者、麻薬、大麻、おへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、

つんば、盲文は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和49年11月13日(水曜日)まで